

町内全域が対象

家屋（車庫）の調査にご協力ください

町では、引き続き固定資産税の適正な課税のため町内全域を対象とした家屋の一斉調査を実施します。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

調査の方法は？

- 事前に町の職員が電話で家屋についてお聞きします。
直接現地で調査する場合があります。
- 町の職員が2人一組で調査に伺い、外観等を調査します。

(注) 所有している家屋で評価されていないもの、または、取壊した家屋がある場合はご連絡ください。

対象となる家屋とは？

固定資産税の対象となる家屋は次の3点を基本として定められています。

- (1) 外気遮断性 屋根・壁があり風雨をしのげる状態にあるかどうか
- (2) 土地定着性 土地に建物が定着しているかどうか
- (3) 用途性 建物の使用目的とする用途に適した状態にあるかどうか

対象となる家屋

内容	イメージ
シャッターの付いていない車庫 (3方向に壁がある)	
スーパーハウス (工事現場等で短期的に使うものは除く)	
ホームセンター等で販売している出来合いの車庫や物置	

(注) いずれも地面、基礎となるブロック等に固定している場合

対象とならない家屋

内容	イメージ
壁のない車庫等(カーポート等)	
壁にビニルフィルムを使用しているもの	

📞 お問い合わせ
財務課税務係
☎68-7002(課直通)